



緊急事態での登校と下校の取り扱い

令和2年4月6日
杉並区立浜田山小学校
校長 伊勢 明子

登

- 前日午後2時の時点で、翌朝、強い雨や強い風などで登下校に大きな被害が予想される場合



- ・区教委判断で基本的に翌日を臨時休業
- ・家庭連絡の手紙を配布
- ・緊急メール配信サービスで連絡

校

- 朝6時の時点で杉並区に暴風・大雨・洪水警報・特別警報（注意報ではありません）が発令されていない場合。



通常通りの登校

※今現在、緊急メール配信サービスは学校の外からでも発信できますが、ホームページは学校内のパソコンからしか情報を更新出来ないので、緊急時の主たる連絡方法を「緊急メール配信サービス」とします。

下

- 台風接近による風雨で一斉下校では児童の安全な下校を確保できないと学校が判断した場合



- ・緊急メール配信サービスで連絡
- ・引き渡し下校

校

- 台風接近による風雨で一緒に下校した方が安全と学校が判断した場合



- ・四方面別に教員が手分けして同行する一斉下校
- ・緊急メール配信サービスで連絡

引き渡し下校では、「児童理解のための資料」に記入された方だけにお子さんを引き渡します。
ご協力をよろしくお願ひいたします。

- 朝6時の時点で、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の警報・特別警報（注意報ではありません）が発令されていた場合



- ・自宅待機とします。
- ・その後臨時休業または始業繰下げ
- ・その後解除された場合、登校時刻等を緊急メール配信サービスで連絡

※いずれの場合も、状況に応じて無理をせず、ご家庭で判断して安全に登校させてください。この場合遅れても遅刻にはなりません。

- 学区域で重大な事件・事故が発生し、児童の安全な下校を確保できないと保護者が判断した場合



- ・登校見合わせまたは遅れて登校（事後に連絡を）

- 大震災で倒壊や火災の被害に加え、通信や交通の手段が断たれた場合



- ・無条件で臨時休業（家庭連絡はできない）
- ・翌日以降の登校については何らかの方法で連絡

- 震度5弱以上の地震が発生し報道された場合



- ・無条件で臨時休業（家庭連絡はしない）
- ・翌朝の登校の可否は、使用可能な方法で連絡

- 震度は不明だが児童の安全な登校を確保できないと保護者が判断した場合



- ・登校見合わせまたは遅れて登校（事後に連絡を）

- 大震災で倒壊や火災の被害に加え、通信や交通の手段が断たれた場合



- ・無条件で引き渡し下校（家庭連絡はできない）
- ・翌朝の登校の可否は使用可能な手段で連絡

- 震度5弱以上の地震が発生し報道された場合



- ・無条件で引き渡し下校（使用可能な方法で連絡）

- 震度4以下の地震が発生し報道された場合



- ・安全確認後、各学級で下校指導し、通常下校

児童数配布